

『第二次東大和市緑の基本計画（素案）』に対する  
パブリックコメントの結果について [回答案]

東大和市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策の基本的方向を示す「第二次東大和市緑の基本計画」について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出された意見の数及び提出した市民等の数

第二次東大和市緑の基本計画（素案）	22件	4人
-------------------	-----	----

2 意見の提出期間

平成30年12月6日（木）から平成31年1月4日（金）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり



提出者	意見	意見の要約	市の考え方
1	1	<p>緑と水の将来像と基本方針 (36、37 頁)</p> <p>「軸」、「ネットワーク」、「緑と水のネットワーク」、「緑と水の資源をつなぐネットワーク」とネットワークにまつわる言葉が並んでおり、一般市民には、その違いや具体的イメージ、その狙いが分かりにくい。表面的な交通ネットワークや景観ネットワークではなく、「生態系ネットワーク」の創出と明記し、その狙いを分かりやすく記載してほしい。</p> <p>市民に長く住んでもらいたいまちにするのであれば、根底には、東大和らしい豊かな環境がベースにあるべきで、豊かな生態系を育む水と緑の資源・拠点・軸とそれをつなぐネットワークは欠かせないものである。</p>	<p>国土交通省の「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き (平成 30 年 4 月)」では、「生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク」をエコロジカル (生態系) ネットワークと定義されております。</p> <p>一方で、本計画内で使用している「軸」、「ネットワーク」、「緑と水のネットワーク」などについては、生態系のネットワークに成りうるものと考えますが、必ずしも生物の移動経路としての「エコロジカル (生態系) ネットワーク」を意図していないため、「生態系ネットワーク」という表現は使用していません。</p> <p>ご指摘のように、豊かな生態系を育む水と緑の資源・拠点・軸とそれをつなぐネットワークは欠かせないものでありますので、「基本方針 2 緑の拠点とネットワークをつくる (40 頁)」の文章と方針図において、具体的な内容を示しております。</p> <p>なお、「軸」、「ネットワーク」、「緑と水のネットワーク」の各用語については、分かり易くなるよう解説を付けております。</p>
1	2	<p>計画の目標 (45 頁)</p> <p>「実現の可能性を考慮して」という文言があるが、これは禁句であると考え。実現可能性は、いかなるデータから誰がいつ判断するのか。基本計画の検討段階でこの言葉を使うべきではないと考える。</p> <p>目標設定の考え方においても、思考停止を招くような文言は廃止すべきであり、まちのあるべき将来像をいかに描くかという基本計画検討の理念を尊重すべきものとする。</p>	<p>緑の基本計画では、ビジョンにあたる「緑と水の将来像」で将来の望ましい姿を提示し、この将来像に近づけていくために、計画期間 (10 年間) で実施する計画を示しており、目標達成に向けた具体的な取組みを位置づけます。目標値についても 10 年間の取組みの進捗や達成の状況を確認するための指標と位置づけているため、10 年という限られた期間の中で、市の財政や人的資源の状況などを踏まえて目標値設定を行っております。</p> <p>しかし、「実現の可能性を考慮して」という文言が思考停止を招くというご指摘を踏まえて、文言については再考いたします。</p>
1	3	<p>施策の体系の具体的な取組み (49 頁)</p> <p>「9 水と生き物にふれあう川づくり」ではなく、「9 水と生き物にふれあう水辺づくり」のように、対象を川だけでなく広げるべきである。</p>	<p>「9 水と生き物にふれあう川づくり (62 頁)」では、「水辺空間が市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都と連携して、適正な維持管理を行ってまいります」としているほか、管理用通路や旧河川敷地なども対象に含めております。</p> <p>ただし、そうした一連の取組みを施設管理者である東京都では、「川づくり」と表現しているため、具体的な取組みの名称については、「川づくり」のままとします。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
1	4	<p>施策の体系の具体的な取組み (49 頁)</p> <p>「11 前川の保全」は、現状保全ではなく、環境整備とすべきである。</p>	<p>「11 前川の保全 (62 頁)」では、保全とともに、環境改善に向けた検討を行うことを取組みの内容としております。現時点では、計画期間内での環境改善の道筋がっていないことから、取組名称では「保全」としてしております。</p>
2	1	<p>緑と共に「水」が重要である。当市には多摩湖があるものの、「川」の水は寂しい限りである。</p> <p>基本計画の多摩湖の位置づけと川、特に空堀川については、「都」と言った考えをせず、市が率先して、「水と緑」、「川と公園」を一体化した施策を立て、子供たちが伸び伸びと遊べる空間の創出を願う次第である。</p> <p>市も担当が「土木課だ」、「環境課だ」といったやりとりをなくして、一つの部署として対処してほしい。</p>	<p>「水」の重要性については市においても認識しており、本計画の「第4 緑と水の現況と課題 (30 頁)」において、「緑」に加えて「水」の視点強化を取組み課題の1つに挙げております。また、この課題を踏まえて「第5 緑と水の将来像と基本方針 (34～43 頁)」において、多摩湖を含む狭山丘陵の積極的な活用や河川・用水も含めた緑と水のネットワークの形成などの考え方を示しております。</p> <p>一方で、多摩湖や空堀川などに関しては、東京都が整備及び管理の主体であり、市としましては市民の声を踏まえて、その整備や管理に対する要請を行う立場にあります。しかし、「水」の重要性を踏まえ、「3 基本方針別の具体的な取組み (58～83 頁)」において、多摩湖を含む狭山丘陵の活用促進に関する広域連携や水と生き物にふれあう川づくりにおける東京都との連携、河川の水質向上・浄化対策における流域自治体との連携などを進める具体的な取組みを位置づけており、市としてもこれらの連携に積極的に参加していきたいと考えております。</p> <p>さらに、「4 計画の推進にあたって (84 頁)」で示すように、本計画を着実に進めていくために、市内部の推進体制として、庁内会議を継続的に開催し、全庁一体的な取組みを進めてまいります。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
3	1	<p>計画の基本理念（34 頁）</p> <p>「交流人口（観光客・短期滞在）の増加に寄与する」の順位づけが高すぎる。緑の資源を活用することは必要だが、観光資源としての活用は結果ととらえ、基本理念の項目から削除すべきである。また、基本理念は下記のような順番にすべきと考える。</p> <p>①緑を増やす。 ②緑の減少を防ぐ。 ③緑を良好な状況に維持する。 ④市民のために活用する。</p> <p>観光客よりもまず市民のためのいこいの場、教育の場、健康づくりの場、堆肥、薪などとしての活用 温暖化防止としての活用</p> <p>⑤観光資源として活用する 結果、観光資源として外からの訪問者の増加</p>	<p>「計画の基本理念（34 頁）」は、「狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り 市民・企業・行政の協働により うるおいと安らぎのあるまちを創ります」としており、続く以下の文章で項目立てをしてしておりますが、順位づけをしているものではありません。</p> <p>市としては、「狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全する」ことを第一義的なものと捉えています。また、ご指摘のように「緑と水の資源の保全・活用」において、市民のための活用の視点を盛り込む必要があります。</p> <p>一方で、本市では既に人口減少が始まっており、このような状況を踏まえて、「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年）」では、地域資源の発掘や活用により交流人口の増加を目指しているほか、上位計画である「東大和市都市マスタープラン（改定）（平成 27 年）」では、東大和市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」方向性を示しており、本計画においても重要な視点と考えております。なお、「交流人口」には、いわゆるエコツーリズムなどの観光だけでなく、市外から緑と水の保全活動などに参加される方なども含めて考えております。</p> <p>上記の点を踏まえて、緑と水の資源保全を第一前提とし、そのうえで環境に支障のない範囲で交流人口の増加のために活用する旨、【緑と水の資源の保全・活用（34 頁）】の文章を再考いたします。</p>
	2	<p>緑と水の将来像（35 頁）</p> <p>「地域の緑の拠点」はどこなのか名前を記載してほしい。</p>	<p>地域の緑の拠点には、都市公園のほか、こども広場、市民農園、生産緑地地区などの民有地も含まれていることから、表記は考えておりません。</p> <p>また、民有地以外の箇所についても図全体の統一性の観点から、具体的な名称の表記はしておりません。</p>
	3	<p>緑と水の基本方針（38 頁）</p> <p>基本方針 1 に図示されている 8 箇所湧水の場所はどこか。また、湧水は継続的な調査が必要であると考え。施策に「湧水の保全」の取組みを入れてほしい。</p>	<p>狭山丘陵の麓に点在する湧水は、都市公園や都市計画緑地内のほか、民有地内にも含まれており、そのため具体的な場所を表記しておりません。</p> <p>また、湧水の調査については、「14 湧水と周辺の緑の保全（64 頁）」において、東京都と連携を図り、地下水の湧水量や水質調査を実施し、湧水の保全を図っていくものとしており、継続的に調査が実施できるよう進めてまいります。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
3	4	<p>計画の目標（45、46 頁）</p> <p>目標 1 と目標 2 の区別が分かりにくい。資料として詳しい内容（種類別/名前別面積の現状と目標）を示す表を入れてほしい。</p> <p>また、「市民緑地」とは何か説明が必要である。</p>	<p>目標 1 と目標 2 の内訳については、巻末の「資料」として掲載する予定としております。</p> <p>また、「市民緑地」や「市民緑地認定制度」については巻末の「用語集」において用語の説明をいたします。そのほか、専門的な用語につきましても「用語集」で解説いたします。</p>
	5	<p>施策の体系（48～53 頁）</p> <p>施策の担当部署を記載してほしい。</p>	<p>本計画に位置づけた施策の担当部署については、取組みに着手した上で、毎年度実施する点検・評価及び市民への公表の際に、記載することを検討していきます。</p>
	6	<p>施策の体系（48～53 頁）</p> <p>未整備の都市計画公園の整備が必要である。</p>	<p>未整備の都市計画公園の整備については、「29 多様な緑の空間の配置（72 頁）」において、既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくこども広場については、財政状況に応じて、整備を検討するとともに、未整備の都市計画公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成 23 年）」の今後の改定に合わせた検討を行うものとしております。</p>
	7	<p>施策の体系（48～53 頁）</p> <p>基本方針 1 に生物多様性という言葉がない。</p>	<p>基本方針 1 に含まれる施策である「施策方針③ 生物多様性の保全・回復（66、67 頁）」において、トウキョウサンショウウオ等の市内の希少な生物の生息空間の保全や、外来種駆除などの対策によって、生物多様性の確保を行う取組みを位置づけています。</p> <p>また、「施策方針⑧ 緑のリサイクル（71 頁）」では、萌芽更新や下草刈りなどの適正な管理による生物多様性の保全・再生の検討を位置づけています。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
3	8	<p>重点取組の選定 (54 頁)</p> <p>下記の具体的な取組みを重点取組に入れるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 都市計画緑地の保全と公有地化</li> <li>・ 4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全</li> <li>・ 14 湧水と周辺の緑の保全</li> </ul> <p>また、下立野林間こども広場は市街地のなかで貴重な樹林なため、公有地化し、隣接する西側の空き地もコナラ、クヌギなどの雑木林にしてほしい。</p>	<p>「重点取組」は、10年という計画期間や財政状況を前提としながら、「緑と水の課題」と「緑と水を取り巻く環境の変化」など今日的な取組み課題から抽出した「改定における視点」を踏まえて選定しております。</p> <p>ご指摘のとおり、「3 都市計画緑地の保全と公有地化」、「4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全」、「14 湧水と周辺の緑の保全」などについては、将来に亘って必要な取組みであり、継続的に取組んで行くものと認識しています。</p> <p>また、市では、下立野林間こども広場及び隣接する西側の空き地についても、都市計画公園として都市計画決定をしております。未整備の都市計画公園の整備については、「29 多様な緑の空間の配置 (72 頁)」において、既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくこども広場については、財政状況に応じて、整備を検討するとともに、未整備の都市計画公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針 (改定) (平成 23 年)」の今後の改定に合わせた検討を行うものとしております。</p> <p>なお、雑木林にするなどの整備内容については、今後、事業着手等の段階において、検討してまいります。</p>
	9	<p>取組み進捗状況確認指標の設定 (55 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認指標①として緑地面積目標数字を入れる。</li> <li>・ 確認指標⑥の参加者数は 1 回あたりの参加者数ではなく、体験学習の回数×参加者数とする。</li> <li>・ ③、④はマイナーな目標であるため、重点目標としなくてもよい。</li> </ul>	<p>「緑地面積目標」については、本計画全体の目標として、「計画の目標 (45、46 頁)」で位置づけております。</p> <p>また、「確認指標⑥ 狭山丘陵における体験学習の参加者数」については、「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指標との整合性に配慮し、参加者総数ではなく、1 回当たりの平均参加者数を指標としております。</p> <p>なお、「4 計画の構成 (44 頁)」において示しているように、6 つの「確認指標」は、あくまでも重点取組の進捗を確認する指標であり、可能な限り、具体的な数値として経過観察が可能な指標を設定しております。</p>
	10	<p>基本方針別の具体的な取組み (58～83 頁)</p> <p>「6 樹林等の適正な管理 (60 頁)」に生物多様性の維持を入れる。</p>	<p>二次林が萌芽更新などの人為的影響を受けることによって生物多様性の高い状態を維持しており、「コラム 2 雑木林の「萌芽更新」とは? (61 頁)」において、同様の主旨の解説をしております。</p> <p>「6 樹木林等の適正な管理 (60 頁)」においては、「狭山丘陵の生態系を守る」という表現にしておりますが、「生物多様性の維持」という表現の追加についても再考いたします。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
	11	<p>基本方針別の具体的な取り組み (58～83 頁)</p> <p>「8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用 (60 頁)」に市民の健康づくりの場としての活用を入れる。</p>	<p>緑地は「健康づくりの場」としての役割を有しており、「第2 緑と水の役割 (6 頁)」においても、同様の主旨の解説をしております。</p> <p>「8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用 (60 頁)」においては、「自然と人との共生体験の場」のみの記載になっていますが、「健康づくりの場」としての活用については、文章の再考を検討します。</p>
3	12	<p>基本方針別の具体的な取り組み (58～83 頁)</p> <p>「16 外来種対策 (67 頁)」について、環境省が平成 27 年 3 月に制定した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 200 種」では、オオキンケイギクは緊急対策外来種とされているが、ナガミヒナゲシは掲載されていない。特定の名前を入れるならナガミヒナゲシの代わりに下記のようなものが適当であると考え。</p> <p>緊急対策外来種「オオカワヂシャ」 重点対策外来種「オオブタクサ」「セイタカアワダチソウ」</p>	<p>「ナガミヒナゲシ」については、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト (生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されていません。</p> <p>一方で、「ナガミヒナゲシ」はアレロパシー活性が強く、雑草化リスクが大きいことから、既に多くの自治体がホームページなどで拡散防止などの注意喚起を始めております。本市でも「第二次東大和市環境基本計画」の推進施策の1つである「生物多様性の保全・再生」において、「アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。」として、取組みを進めております。</p> <p>また、ご指摘の「オオカワヂシャ」、「オオブタクサ」、「セイタカアワダチソウ」についても、外来種として駆除する必要があると考えているため、「16 外来種対策 (67 頁)」においては、アライグマ (特定外来生物/緊急対策外来種)、ハクビシン (重点対策外来種)、オオカワヂシャ及びオオキンケイギク (特定外来生物/緊急対策外来種)、オオブタクサ及びセイタカアワダチソウ (重点対策外来種)、ナガミヒナゲシ (その他) と表記するなど、国の位置づけが明確になるよう表現を再考いたします。</p>
	13	<p>推進管理の実施 (85 頁)</p> <p>「点検・評価」・「見直し」を毎年度行うことを本文に記載する。また、担当部署を明確にしてアクションプランを作るように義務付ける。</p>	<p>本計画を着実に推進するため、「(2) 推進管理の実施 (85 頁)」で示しているように、毎年度、確認指標及び目標量の点検・評価をし、必要に応じて施策・具体的な取組みの見直しを実施するとともに、中間年次などにおいて計画の見直しを行うこととしております。</p> <p>そのため、別途、アクションプランを作成することは考えておりません。</p>



提出者	意見	意見の要約	市の考え方
	1	<p>計画書が100ページもあり、読むのが大変である。計画の内容は分かったが、一般の人にパブリックコメントを求めているのであればもっと要約したものを要望したい。</p>	<p>パブリックコメントの実施時における概要版の提示については、ご指摘を踏まえて、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本計画については、分かりやすい説明や関連情報の掲載などを行っていることなどから頁数が多くなっておりませんが、10年間の長期的な計画を示すものであり、着実な推進のために必要な頁数であると考えております。また、計画公表の際には、本計画を要約した概要版を作成する予定であり、市民の方にも分かりやすい内容になるよう進めてまいります。</p>
4	2	<p>対象となる各スポット（緑地、公園、農園、駅前広場、散策路）は目標を持って、市と市民の協働によって、魅力あるものになるよう維持し、管理しなければならない。</p> <p>雑木林の会や空堀川を考える会などのような関心のある市民の力を募り、協力ボランティアを各スポットに作る。</p> <p>また、養成講座などを実施し、人を集めることで、自主的な活動ができるボランティア団体を増やし、市は自主活動ができるまで応援する必要がある。活動のPDCAが回っていくとよい。</p>	<p>緑と水の維持管理には、市と市民の協働とその継続が重要であると認識しております。</p> <p>そのため、「53 ボランティア等の育成・支援（79頁）」を重点取組に選定し、「緑のボランティア」の仕組みを効果的に活用し、市民と行政の協働による緑化を推進していくとともに、緑地保全・緑化活動のリーダー等の育成や支援を進めてまいります。また、新たなボランティアを育成するため、講座の開催やボランティアの楽しさをホームページやチラシ、アプリ等でPRすることで参加率が増加するよう工夫してまいります。</p>
	3	<p>「緑と水」と言いながら、市は市民に対してPR不足である。年に1回、特集のようなものを配布し、市民にもっとPRしたらどうか。</p>	<p>計画策定に当って平成29年に実施した市民アンケート調査においても、市の緑施策のマスタープランである「緑の基本計画」、さらには、市の緑と水の取組みの認知度について、非常に低い状況にあり、PR不足を課題と考えております。</p> <p>そのため、「55 情報発信機能等の強化（79頁）」や「64 緑のガイドブック等の作成（83頁）」などを具体的な取組みに位置づけ、積極的な情報発信を進めていくこととしております。</p>
	4	<p>緑と水のボランティア団体の管理の一元化が必要である。専門の部署をつくり、継続・管理、PR、市民とのコミュニケーションなどを実施したらどうか。</p>	<p>市内各地では、緑を守り育てる市民団体の活動が行われております。「53 ボランティア等の育成・支援（79頁）」に示しているように、こうした市民団体等によるネットワークづくりの支援、環境保全活動のために必要となる情報の提供を環境課が中心になって検討してまいります。</p>